

## 令和5年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答												
<p>① 熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について</p> <p>「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が改訂されたことを受け、日最高気温の特例(28度と読み替え)が廃止されました。</p> <p>島根県では、【真夏日】の定義が、「日最高気温30度以上の日をいう。」とありますが、他県では「環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高気温25度(℃)以上の日を真夏日として取り扱う」対応がなされており、気温だけではなく【WBGT】の指数を真夏日の判断基準とされております。</p> <p>近年、5月、6月でも暑い日が続いております。7月、8月になればその差はあまり無いかもしれませんが、実際に今年の6月、7月で対象日の差を確認したところ、下表のようになりました。</p> <p>島根県でも【WBGT】の指数を真夏日の判断基準にして頂けないでしょうか。</p> <p>【参考数値】</p> <table border="1" data-bbox="365 821 911 970"> <thead> <tr> <th>川本観測所</th> <th>令和5年6月</th> <th>令和5年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温30℃以上</td> <td>6</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>WBGT25℃以上</td> <td>17</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>対象日の差</td> <td>11</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">[WBGT]</p> <p>なお、添付資料No.1の通り、島根労働局(浜田労働基準監督署)から、現場作業にあたっては【WBGT】の指数を活用して現場作業を行うよう要請されておりますので申し添えます。</p>	川本観測所	令和5年6月	令和5年7月	最高気温30℃以上	6	24	WBGT25℃以上	17	30	対象日の差	11	6	<p>本要望につきましては、県の統一事項であり、事務所の判断で回答できないため、別途県庁が回答します。</p> <p style="text-align: right;">(担当部等：技術管理S)</p>
川本観測所	令和5年6月	令和5年7月											
最高気温30℃以上	6	24											
WBGT25℃以上	17	30											
対象日の差	11	6											

令和6年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p>② 詳細設計業務の照査について</p> <p>(1) 一部の工事においては、現場の状況が当初設計に反映されておらず、特に仮設工など実際の施工にあたって、再度受注者側で設計内容を確認することも生じております。このような場合、施工業者の負担で精査及び設計検討を行う事になるので負担が大であります。設計図書と現地の精査を十分に行って頂くようお願いします。</p> <p>(2) 設計業務会社にもよりますが、設計図書の精度が増すことで施工段階での変更打合せ簿等が減少し、提出書類の削減に繋がると思いますので、現地施工を考慮した設計成果の確認をよろしくお願いいたします。</p>	<p>設計成果、特に仮設計画については、現地と整合していない場合もあり、工事の受注者に少なからず負担が生じていることは認識しています。また、設計図書の精度が増すことで提出書類の削減にも繋がると考えています。</p> <p>今後は、設計業務の初期段階から設計成果を確認し、特に仮設計画についてもチェックを行い、成果物の品質確保に努めます。</p> <p>なお、任意仮設であっても変更の対象となる場合もありますし、「設計図書の照査」の範囲を超えるような修正設計等を、やむを得ず受注者が行う場合には、その費用を計上することも可能ですので、監督職員にご相談ください。</p> <p style="text-align: right;">(担当部等：土木工務部)</p>

令和6年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p>③ 治山事業における人力運搬について</p> <p>山腹工事で、法面上端付近まではモノレールが設計されていましたが、法勾配1:1.1~1:1.7、法長71m~113mの斜面での資材運搬を行う必要があり、滑落災害防止のため高所ロープ作業に基づいての作業が必要となったため運搬に大変労力が掛かりました。森林整備保全標準歩掛(運搬工)の人力一肩運搬歩掛では、補正距離60mとした場合、種肥付植生シート等で0.44人/1,000㎡となりますが、高所ロープ作業(メインロープ+ライフラインを装着)においてはこの人数では到底不可能です。実態に合わない場合は見積の採用もご検討お願いいたします。</p> <p>「治山林道必携」の備考には本表は原則として使用せず他の経済的な運搬方法を考慮するとあります。(また労働安全衛生規則では高所ロープ作業40度以上の法面(S=1:1.192)では義務となっております。)</p>	<p>市場単価で設定されている植生マット工につきましては、その単価に現場内小運搬を含んでいます。</p> <p>今回使用した、植生基材マット工(緑化基礎工(モルタル袋)付植生基材マット)につきましては、特殊な製品で市場単価が適用できないため、見積により単価を決定しています。</p> <p>この際、現場内小運搬について明示せずに見積を依頼したことから、受注者の方との間に齟齬が生じたものと思われまます。</p> <p>今後は、現場内小運搬を含むことなど作業条件を明確に記載した上で、見積を徴収していきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">(担当部等：農林工務部)</p>

令和6年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p>④ 作業日数の少ない下請け作業の施工体制台帳について</p> <p>区画線や小規模なアスファルト舗装など、1日で完了するような下請けで行う工種の作業にあたっての施工体制台帳の添付書類について、経営事項審査の写し、技術者の資格・保険証の写しの添付に代える等、簡略できないでしょうか。</p>	<p>公共工事において、受注者が下請契約を締結した時は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、「建設業法」で定める施工体制台帳の写しを発注者へ提出することが義務づけられております。</p> <p>施工体制台帳等の作成を通じて元請け業者が現場施工体制の把握することにより、次のことを防止する目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生</li> <li>②不良不適格業者の参入や建設業法違反(一括下請等)</li> <li>③安易な重層下請(生産効率低下に繋がる)</li> </ul> <p>従いまして、契約期間の長短や契約金額の多寡に関わらず、下請契約を締結した場合は、適正な施工体制台帳及び添付書類を提出いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(担当部等：業務部)</p>

令和⑤年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根県建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p>⑤ 業務委託(除雪)にかかる事項</p> <p>除雪業務にあたって、住民が圧雪路面に対して慣れていないのか、どうしても舗装面までを出す除雪作業を要求されてしまい、除雪時間が長時間となります。</p> <p>また、少しでも道路に圧雪が残っていると、苦情やクレームになってしまいます。</p> <p>更には、市街地の除雪時では、家の前に少量の雪の塊が残るだけで苦情を言われる場合があります、せめて自宅前ぐらい各自で除雪していただくよう、自治体から住民への注意喚起や指導をお願い申し上げます。(昨年度のような、各町が各戸に発行若しくは回覧するチラシ程度の広報では効果が無いように思います)</p>	<p>毎年、除雪作業時に住民へお願いしたいことを町広報誌へ掲載、若しくはチラシを配布・回覧する等の広報を行っており、今年度も下記のとおり文章を修正したうえで実施する予定です。</p> <p>同様の苦情・要望が貴協会員へ入った場合は、当方から住民へ除雪の作業方法等について説明しますので、下記までご連絡ください(TEL:72-9620、72-9630)。</p> <p>なお、道路維持課でも今年度、テレビCM、ラジオCM、SNS等を活用、加えて防災対策本部会議においては、知事(防災部長・土木部長)が県民へ「不要不急の外出自粛(除雪作業への協力)」を呼びかけることを検討しています。</p> <p>今後も3町と連携を図り、防災無線や電光表示板を活用するなど住民への呼びかけを行っていきますので、よろしく願います。</p> <p>【広報誌等の修正文(案)】</p> <p>○圧雪について 〔R4迄〕路面や路肩の雪を完全に除去することはできず、圧雪が残ることもあります。 ↓ 〔R5修正〕舗装面やマンホール、除雪車の排雪板の損傷を防ぐため、圧雪を残す場合があります。</p> <p>○自宅周りの除雪について 〔R4迄〕除雪作業により路肩などにできた雪の処理にご理解とご協力をお願いします。 ↓ 〔R5修正〕限られた時間内で、早期の車道幅員の確保を優先させながら、除雪を行っています。自宅前に寄せられた雪は、各ご家庭で対応いただくようお願いいたします。</p> <p>(担当部等：維持管理部)</p>